

改正案

目次（現行のとおり）

第一条から第三十五条まで（現行のとおり）

別記第一号様式から第二十四号様式まで（現行のとおり）

別記第二十五号様式

（第1片）

及び

（第2片）

（現行のとおり）

現行

目次（略）

第一条から第三十五条まで（略）

別記第一号様式から第二十四号様式まで（略）

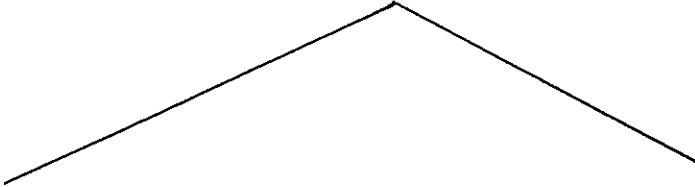
別記第二十五号様式

（第1片）

及び

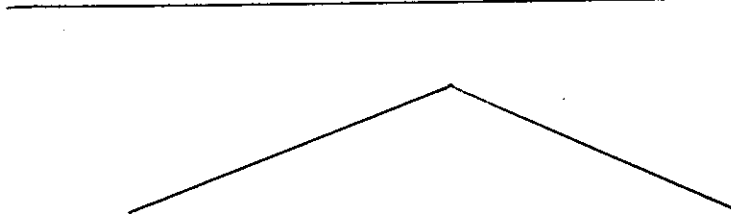
（第2片）

（略）



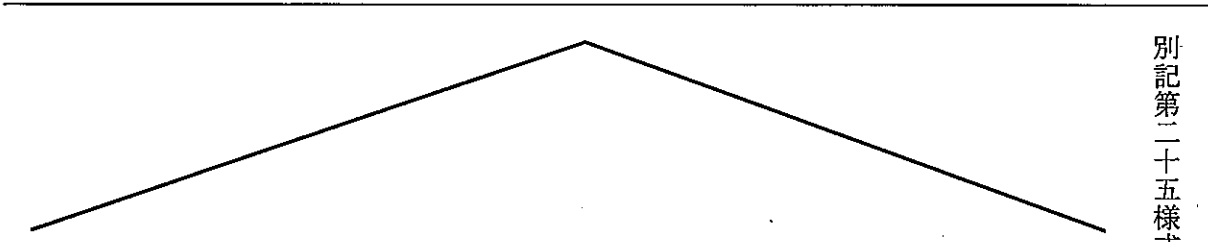
(第3片)

		測定値		
1,1-ジクロロエチレン	測定値			
	基準値			
シス-1,2-ジクロロエチレン	測定値			
	基準値			
1,1,1-トリクロロエタン	測定値			
	基準値			
1,1,2-トリクロロエタン	測定値			
	基準値			
1,2-ジクロロプロペン	測定値			
	基準値			
チ ク ラ ム	測定値			
	基準値			
シ マ ジ ン	測定値			
	基準値			
チオベンカルブ	測定値			
	基準値			
ベンゼン	測定値			
	基準値			
セレン及びその化合物	測定値			
	基準値			
1,1-ジオキサン	測定値			
	基準値			
ほう素及びその化合物	測定値			
	基準値			
ふっ素及びその化合物	測定値			
	基準値			
72427,72428化合物、亜硫酸化合物及び硝酸化合物	測定値			
	基準値			
水素イオン濃度	測定値			
	基準値			
生物化学的検査要求値	測定値			
	基準値			
化学的検査要求値	測定値			
	基準値			
揮発物質	測定値			
	基準値			



(第3片)

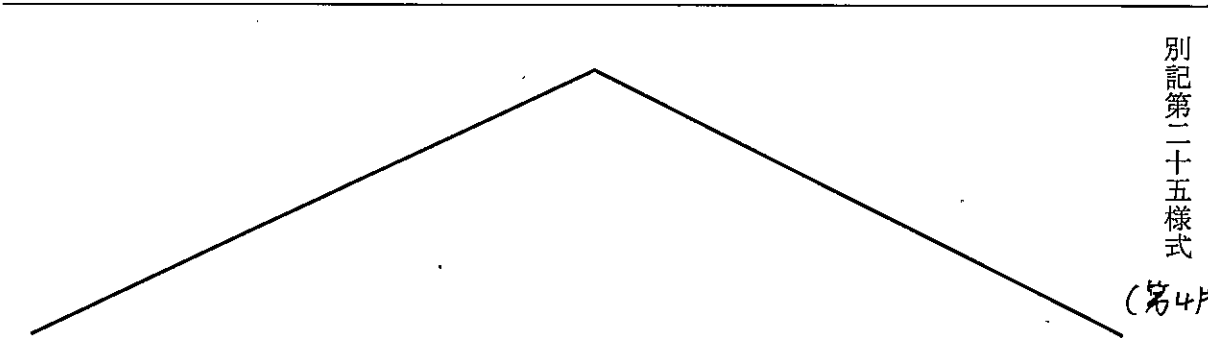
		測定値		
1,1-ジクロロエチレン	測定値			
	基準値			
シス-1,2-ジクロロエチレン	測定値			
	基準値			
1,1,1-トリクロロエタン	測定値			
	基準値			
1,1,2-トリクロロエタン	測定値			
	基準値			
1,2-ジクロロプロペン	測定値			
	基準値			
チ ク ラ ム	測定値			
	基準値			
シ マ ジ ン	測定値			
	基準値			
チオベンカルブ	測定値			
	基準値			
ベンゼン	測定値			
	基準値			
セレン及びその化合物	測定値			
	基準値			
ほう素及びその化合物	測定値			
	基準値			
ふっ素及びその化合物	測定値			
	基準値			
72427,72428化合物、亜硫酸化合物及び硝酸化合物	測定値			
	基準値			
水素イオン濃度	測定値			
	基準値			
生物化学的検査要求値	測定値			
	基準値			
化学的検査要求値	測定値			
	基準値			
揮発物質	測定値			
	基準値			



別記第二十五様式

(第4片)

(現行のとおり)



別記第二十五様式

(第4片)

(略)



(第4片)

測定名					
1,1,1-トリクロロエタン	測定値 基準値				
1,1,2-トリクロロエタン	測定値 基準値				
1,3-ジクロロプロペン	測定値 基準値				
テトラフルオロエタン	測定値 基準値				
シクロヘキサヘキサフルオロエタン	測定値 基準値				
テトラフルオロエタン	測定値 基準値				
ペンタフルオロエタン	測定値 基準値				
ヘキサフルオロエタン	測定値 基準値				
1,4-ジオキササン	測定値 基準値				
塩化ビニルモノマー	測定値 基準値				
ダイオキシン類 (Σ-TEQ/ℓ)	測定値 基準値				
備考					

注 1 採取場所ごとに別開とすること。
 2 地下水への汚染が生ずるおそれがないことが明らかでない項目については、測定を省くことができる。
 3 基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関する技術上の基準を定める省令に示された数値等によること。
 4 単位は、電気伝導率及びダイオキシン類を除いてmg/ℓとする。

(第5片)

測定名					
試験採取年月日					
電気伝導率 (μm/cm)	測定値				
塩化物イオン	測定値				
アルキル水銀	測定値 基準値				
総水銀	測定値 基準値				
カドミウム	測定値 基準値				
鉛	測定値 基準値				
六価クロム	測定値 基準値				
砒素	測定値 基準値				
亜シアン	測定値 基準値				
ポリ塩化ビフェニル	測定値 基準値				
トリクロロエチレン	測定値 基準値				
テトラクロロエチレン	測定値 基準値				
ジクロロメタン	測定値 基準値				
四塩化炭素	測定値 基準値				
1,2-ジクロロエタン	測定値 基準値				
1,1-ジクロロエチレン	測定値 基準値				
1,2-ジクロロエチレン	測定値 基準値				

(第6片)

測定名					
1,1,1-トリクロロエタン	測定値 基準値				
1,1,2-トリクロロエタン	測定値 基準値				
1,3-ジクロロプロペン	測定値 基準値				
テトラフルオロエタン	測定値 基準値				
シクロヘキサヘキサフルオロエタン	測定値 基準値				
テトラフルオロエタン	測定値 基準値				
ペンタフルオロエタン	測定値 基準値				
ヘキサフルオロエタン	測定値 基準値				
1,4-ジオキササン	測定値 基準値				
塩化ビニルモノマー	測定値 基準値				
ダイオキシン類 (Σ-TEQ/ℓ)	測定値 基準値				
備考					

注 1 採取場所ごとに別開とすること。
 2 地下水への汚染が生ずるおそれがないことが明らかでない項目については、測定を省くことができる。
 3 基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関する技術上の基準を定める省令に示された数値等によること。
 4 単位は、電気伝導率及びダイオキシン類を除いてmg/ℓとする。

(第7片)

測定名					
試験採取年月日					
電気伝導率 (μm/cm)	測定値				
塩化物イオン	測定値				
アルキル水銀	測定値 基準値				
総水銀	測定値 基準値				
カドミウム	測定値 基準値				
鉛	測定値 基準値				
六価クロム	測定値 基準値				
砒素	測定値 基準値				
亜シアン	測定値 基準値				
ポリ塩化ビフェニル	測定値 基準値				
トリクロロエチレン	測定値 基準値				
テトラクロロエチレン	測定値 基準値				
ジクロロメタン	測定値 基準値				
四塩化炭素	測定値 基準値				
1,2-ジクロロエタン	測定値 基準値				
1,1-ジクロロエチレン	測定値 基準値				
1,2-ジクロロエチレン	測定値 基準値				

別記第二十六号様式
(現行のとおり)

別記第二十六号様式
(略)